

森の力再生事業実施要綱

制定	平成18年5月26日 環境森林部長通知森計第172号
改正	平成20年11月21日 建設部長通知森計第353号
改正	平成22年3月30日 建設部長通知森計第636号
改正	平成23年3月25日 交通基盤部長通知森計第521号
改正	平成24年3月30日 交通基盤部長通知森計第1004号
改正	令和元年7月1日 経済産業部長通知森計第101号
改正	令和3年3月11日 経済産業部長通知森計第307号
改正	令和4年9月14日 経済産業部長通知森計第165号

第1 趣旨

この要綱は、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する知事が定めるものとして実施する森の力再生事業について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業目的

戦後、国土緑化、資源造成に対する国民の要請を受けて一斉造林されたスギ、ヒノキの人工林では、その後の材価の低迷等の経済状況の激変により、権利者による適正な整備がなされない森林が発生している。

また、社会状況の変化により薪炭、落葉、竹などが燃料、肥料、資材として使われなくなったことから、里山林は長期間放置状態にある。

このような管理されない森林は総じて高密度化し、暗く下層植生及び森林土壌に乏しく単相な活力の無い状況に至っており、本来、森林が持っている「森の力」が低下し、県民生活に影響を及ぼすことが懸念されている。

本事業は、こうした社会経済状況の変化により権利者による整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林について、民間による持続的な管理を開始するために必要な初期整備を行うことにより、本県の荒廃した森林の早期解消に寄与し、「森の力」を回復させることを目的とする。

第3 事業理念

本事業は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7並びに静岡県森林と県民の共生に関する条例（平成17年静岡県条例第91号）第7条第1項及び第2項に規定する森林所有者の

責務及び役割を踏まえた上で、すべての県民がその恵沢を享受している「森の力」を持続的に発揮させていくことの重要性のほか社会経済状況及び対象森林に係る森林整備の困難性にかんがみ、整備者と権利者とが共同して実施する森林整備に係る費用の全部又は一部を権利者に代わって県が負担することにより、整備者の協力のもとに権利者が実施する整備後の森林の持続的な適正管理を助長し、荒廃した森林の機能の向上を図り、県民に対して「森の力」を永続的にもたらしめることを旨とする。

第4 定義

- (1) この要綱において「森の力」とは、森林が有している土砂災害の防止や水源のかん養を主体とした公益的機能をいう。
- (2) この要綱において「荒廃した森林」とは、下層植生が消滅し、又は消滅するおそれがある森林及び倒木が集団で発生し、又は発生するおそれのある森林をいう。
- (3) この要綱において「整備者」とは、森の力再生事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第617号。以下「交付要綱」という。）第2(2)に規定するものをいう。
- (4) この要綱において「権利者」とは、交付要綱第2(3)に規定する者をいう。

第5 事業内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 人工林再生整備事業

第7(1)に定める対象森林のうち荒廃した森林について、針葉樹と広葉樹との混交林へ誘導するための森林の整備であって、伊豆地域森林計画、富土地域森林計画、静岡地域森林計画及び天竜地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）に定める「特に針広混交林化を推進すべき森林」の整備・保全の方向に即した整備並びに簡易な道及び構造物の設置等を実施する。

(2) 竹林・広葉樹林等再生整備事業

第7(2)に定める対象森林のうち荒廃した森林について、多様性のある広葉樹林等へ誘導するための森林の整備であって、地域森林計画に定める「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」の整備・保全の方向に即した整備並びに簡易な道及び構造物の設置等を実施する。

(3) 県民広報事業

事業の執行状況及び効果について県民に周知し、県民の理解を得るために必要な広報、評価等を実施する。

第6 実施主体

- (1) 実施主体は、人工林再生整備事業及び竹林・広葉樹林等再生整備事業にあつては権利者及び整備者とし、県民広報事業にあつては県とする。
- (2) 事業に係る補助金の交付の申請は、権利者及び整備者が連名で行うこととする。
- (3) 事業の実施に係る権利者及び整備者の関係は第10に定める協定によるものとする。
- (4) 交付要綱第2(2)の「その他知事が森の力再生事業を実施する団体として適当と認めたもの」とは、次のもののうち別に定める条件を満たすものとする。

ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

- イ 民間の企業又は組合（アに定めるものを除く。）
- ウ 一般社団法人又は一般財団法人
- エ 林業者等の組織する団体（中山間地域林業整備事業実施要領（平成16年4月19日付け森整第164-1号環境森林部長通知）第3に定めるものをいう。）
- オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2に規定する特定非営利活動法人
- カ 次のいずれにも該当する団体
 - ① 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。また、規約等には、名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
 - ② 営利を目的としないものであること。
 - ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものではないこと。
 - ④ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと。
 - ⑤ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
 - ⑥ 森林の整備活動のための事業実施の体制が整備されていること。

第7 対象森林

本事業による整備の対象となる森林の区域は、権利者による整備の困難性及び当該森林の有する公益性が高い森林とし、具体的には次のとおりとする。

(1) 人工林再生整備事業

ア 森林法第10条の5第2項第1号に定める伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項として市町長が市町村森林整備計画に定める「特に針広混交林化を推進すべき森林」の区域として定める森林

イ アに定められることが確実な森林であって、知事が整備の緊急性を認める森林

(2) 竹林・広葉樹林等再生整備事業

ア 森林法第10条の5第2項第1号に定める伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項として市町長が市町村森林整備計画に定める「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」の区域として定める森林

イ アに定められることが確実な森林であって、知事が整備の緊急性を認める森林

第8 実施要件

- (1) 本事業による森林の整備は第7に定める対象森林のうち、荒廃した森林について実施する。
- (2) 個別の整備を実施する森林の範囲及び整備等の手法は、県が行う第11(1)に定める事業計画の審査を経た補助金の交付決定をもって決定する。
- (3) 県は、(2)の交付決定に当たって、事前に当該森林の所在する市町の長の意見を聴くもの

とする。

- (4) 整備の実施は、第10に定める協定の締結を条件とする。
- (5) 整備者と権利者が同一の場合は、本事業の実施の対象としない。

第9 実施基準

事業実施の基準は第5に定めるもののほか、別に定めるところによる。

第10 協定

整備後の森林について、一定の期間、整備者の協力のもとに権利者が適正な管理を実施することを担保するため、県、権利者及び整備者は、別記様式による森の力再生事業の実施に関する協定書を締結するものとする。

第11 事業計画

- (1) 事業を実施しようとする整備者は、第7に定める対象森林のうち事業を実施しようとする森林について、権利者の了解のもとに事業の実施に必要な調査等を実施し、次に掲げる事項を記載した別に定める森の力再生事業整備計画書（以下「整備計画書」という。）を作成し、権利者の了解を得るものとする。

- ア 森林現況
- イ 整備基本方針
- ウ 整備計画
- エ 施工計画
- オ 実績管理計画
- カ 長期適正管理計画
- キ その他の特記事項

- (2) 整備計画書は整備者及び権利者の連名により提出するものとする。

第12 事業実績

- (1) 事業を実施した整備者は、次に掲げる事項を記載した別に定める森の力再生事業整備実績書（以下「整備実績書」という。）を作成し、権利者の了解を得るものとする。

- ア 整備実績
- イ 実績管理
- ウ 整備経費明細
- エ その他の特記事項

- (2) 整備実績書は整備者及び権利者の連名により提出するものとする。

第13 市町との連携

本事業は、第8(3)に定めるもののほか、市町村森林整備計画樹立者、森林法第11条第6項に定める森林経営計画の認定者及び基礎自治体としての市町との円滑な連携のもとに実施するものとする。

第14 関係法令等の理解と遵守

本事業に関係するものは、森林法等の関係諸法令及び県条例に規定される理念、それぞれの役割等を理解し、かつ、本事業の実施に係る許可等の適正な手続き及び適正な事業実施がなされるよう、関係法令を遵守しなければならない。

第15 整備効果の検証

県は、事業による整備の効果を検証するための調査等を実施し、その結果がまとめ次第、第16に定める外部評価機関に提供するほか、広く県民に公表するものとする。

第16 外部評価

県は、本事業の執行及び静岡県もりづくり県民税条例（平成17年静岡県条例第88号）第1条第2項に規定するもりづくり県民税の使途に関する評価を行うため、有識者等により構成する外部評価機関を設置する。

第17 雑則

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の森の力再生事業実施要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の森の力再生事業実施要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱

の様式により提出された協定書とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱の様式により提出された協定書とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている協定書は改正後の要綱の様式により提出された協定書とみなす。

森の力再生事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 静岡県 農林事務所長 （以下「甲」という。）、権利者 （以下「乙」という。）及び整備者 （団体の名称及び代表者名）（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる森林を針葉樹及び広葉樹の混交林又は多様性のある広葉樹林等へ誘導することにより、土砂災害の防止、水源の涵養など森林が発揮すべき公益的機能を回復させるため、その事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理を三者が協力して確保することを目的に、次の条項により協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定の締結の日から 年 月 日までとする。
2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲乙丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は次に掲げるとおりとする。

森林の権利者 氏名	森林の所在地	備考

（役割）

第4条 甲乙丙は、対象森林について、第1条の目的を達成するため、次項以下の役割を担うものとする。
2 甲は、乙丙が協力して行う森林整備及び森林整備後の管理（以下「整備等」という。）に対して、その適正な実行のための支援を行うとともに、その効果が発揮されるよう助言及び情報の提供並びに関係者等との連絡調整に努めるものとする。
3 乙は、対象森林が広く県民に影響をもたらすことを自覚し、丙に森林整備を委ねるとともに、丙の協力のもと森林整備後の適正な管理（以下「管理」という。）を行うものとする。
4 丙は、対象森林が広く県民に影響をもたらすことを認識し、地域における森林整備及び管理の担い手として、乙に代わり適正な森林整備を行うとともに、乙と協力して適正な管理に努めるものとする。

（森林整備の内容）

第5条 甲は、静岡県森の力再生基金条例、静岡県森の力再生事業費補助金交付要綱及び静岡県森の力再生事業実施要綱（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が実施する次項に規定する森

林整備（以下「整備」という。）に対し、丙に補助を行うものとする。

- 2 前項の丙が実施する整備の内容は、次に掲げる整備であって、要綱等に定める整備計画書に基づくものとする。
 - (1) 環境伐（広葉樹の自然発生を目的に、対象森林のおおむね40%にあたる本数のスギ、ヒノキの人工林を伐採するものをいう）
 - (2) 整理伐（適正な立木密度への誘導や樹種の転換を図るために、竹林、広葉樹林等を伐採するものをいう）
 - (3) 倒木又は倒木の恐れのある立木の処理
 - (4) 伐採木竹等の林地外への流出を防止するための集積、破砕、搬出等の林内の整理
 - (5) 広葉樹の植栽
 - (6) 土砂の流出や土壌の侵食を防止するための簡易な木竹製の構造物の設置
 - (7) 整備作業の安全性、効率性を確保するための簡易な作業路の設置
 - (8) その他、知事が必要と認めるもの
- 3 乙は、整備について、この協定及びその他の書面をもって丙に委託するものとする。
- 4 丙は、第1条の目的をふまえ、誠意をもって適正な整備を実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 5 丙は、整備について、その一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ甲乙の了解を得るものとする。

（費用の負担）

- 第6条 乙及び丙は、要綱等に基づき連名により甲に対して補助金の交付を申請するものとする。
- 2 丙は整備に要する経費を負担し、乙は整備に要する経費を負担しないものとする。
 - 3 丙は整備に要する経費に係る補助金を請求する権利を有し、乙は当該権利を有しないものとする。
 - 4 協定の期間中に生じる対象森林に係る公租公課、若しくは林道その他公共施設の設置に伴い課される受益者負担金は、乙が負担するものとする。
 - 5 協定の期間中、整備後の対象森林の適正な管理に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。
 - 6 その他の費用の負担については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（乙の協力）

- 第7条 甲が、協定の期間中において、整備の効果を確認するために行う調査・研究のため、対象森林内への調査地の設定及び立ち入り等を申し出たときは、乙は可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、整備を行ったことを示す標示板を、甲が設置することを申し出たときには、協定の期間中、その設置に可能な限り協力するものとする。
 - 3 乙は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合には、その処理解決にあたるよう努めるものとする。
 - 4 乙は、協定の期間が終了した後においては、第1条の目的が達成されるよう適正な管理に努めるものとする。

(伐採木の取り扱い)

第8条 丙は、整備により伐採した樹木のうち事業の目的を達成するために対象森林内で利用したもの及び事業目的上対象森林の区域外に搬出するものを除き、対象森林の区域内に残置するものとする。ただし、乙が自らの責任と費用により、伐採された樹木を搬出及び利用する場合には、これを妨げない。

(対象森林等に生じた損害)

第9条 協定の期間中に、天災その他丙の責に帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合であっても、甲及び丙はその責任を負わない。

3 協定の期間中に、天災等により対象森林等に損害が生じた場合は、第4条に定める役割に基づき、三者が協力して対応するものとする。

(整備後の行為)

第10条 乙及び丙は、相互の協力のもと、第1条の目的が達成されるよう、整備計画書に次に掲げる事項に係る役割分担及び手法について明記し、協定の期間中、対象森林の適正な管理に努めるものとする。

(1) 対象森林の現況把握

(2) 整備の効果が減退する恐れのある状況を発見したときの甲への報告

(3) 整備の効果の発揮のための甲への提案

(4) その他整備の効果の発揮のために行う管理

2 協定の期間中に、乙又は丙が、整備結果を変更する行為（以下「変更行為」という。）を行おうとする場合は、乙又は丙はあらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、整備計画書に基づく管理に伴う変更行為を行おうとする場合は、この限りではない。

3 甲は、前項の同意をする場合、整備の効果が減退すると判断するときは、乙又は丙に対して、甲が対象森林の整備のために負担した経費の額を上限とする額の甲への支払いを、同意の条件として付すことができる。

4 協定の期間中に、整備の効果として、対象森林に著しい経済的価値が発生した場合の処分については、甲乙丙が協議のうえ、これを定めるものとする。

5 丙は、整備を完了した日から起算して3年を経過する日の属する年度の11月末日までに、当該年度における対象森林の状況を、知事が別に定めるところにより、甲に提出するものとする。

(協定の承継等)

第11条 協定の期間中に、対象森林の所有権等の移転があった場合には、乙は所有権等の移転を受けた者に対しこの協定の承継を行い、速やかに甲丙に届け出るものとする。また、相続により所有権等の移転を受けた者は、この協定を承継し、速やかに甲丙に届け出るものとする。

2 前項の場合において、所有権等の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだ場合には、甲が対象森林の整備のために負担した経費の額を上限として甲が提示する額を、乙は速やかに甲に支払うものとする。また、相続により所有権等の移転があり所有権等の移転を受けた者がこの

協定の承継を拒んだ場合には、甲は当該所有権の移転を受けた者に請求するものとする。

- 3 丙が組織の解散等により協定の履行が困難となった場合には、要綱等に規定する実施主体となり得るものはこの協定の承継を行い、速やかに甲乙に届け出るものとする。
- 4 乙は、丙が3の規定による届出をせず、組織の解散等により協定の履行が困難となった場合には、要綱等に規定する実施主体となり得るものを選出し、当該者にこの協定の承継を行い、速やかに甲に届け出るものとする。
- 5 乙又は丙は、協定の期間中に、住所（法人にあつては所在地）又は氏名（法人にあつては名称）に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。ただし、代表者の氏名のみに変更があった場合は、この限りではない。

（特別の事情による協定の失効）

第12条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林（木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹）の全部又は一部が滅失したとき。
- (3) 甲が、要綱等に基づく丙に対する補助金の交付の決定を取り消したとき。

（疑義の決定）

第13条 この協定に関し疑義のあるとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ自署又は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 静岡県 農林事務所長 (印)

乙 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } (印)

丙 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } (印)

{ 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 }

（注）同一林分において複数の権利者が権利を共有している森林にあつては、整備等に係る代表者が権利者間で定まっている場合に限り、乙の住所、氏名欄に「本人兼△△他□名代表〇〇」と記載する。